

# 近江米情報

第52巻  
第1号  
(通巻257号)  
令和3年  
**04**  
(2021年)

発行 / 近江米振興協会

編集責任者 / 小久保 泰

安全・安心、  
美味しいお米は  
近江米。

- 特集：令和2年産米食味ランキング特A評価
- 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例
- 麦の品質向上へ

大津市松本一丁目 2-20 滋賀県農業教育情報センター内  
TEL(077)523-3920 TEL(077)523-3920  
ホームページ <http://www.ohmimai.jp/>  
E-mail : shiga@ohmimai.jp



特A評価連続獲得を喜ぶ三日月会長(滋賀県知事)と関係者

# 近江米「コシヒカリ」 「特A評価」獲得!!

近江米振興協会 会長  
滋賀県知事 三日月 大造

一般財団法人日本穀物検定協会の令和2年産米の食味ランキングにおいて、近江米「コシヒカリ」が2年連続の特A評価となりました。滋賀県の主力品種であるコシヒカリは、県内栽培面積の品種別の35%以上を誇り本県以外の他地域においても多数栽培されている中での特A評価です。

昨夏は、猛暑など厳しい天候条件が続く中、基本となる土づくり、水管理、品質管理の徹底を行った生産者の皆さんの努力で最高評価を受けたものであります。

生き物や未来のこと、下流のことも考えながらの米づくり。米の産地としての信頼を高められ、汗を流して頑張っていただいた農家の皆様に敬意を表すとともに、コロナ禍により米の消費に影が落ちているところですが、特Aの「美味しいお米」の評価もいただきました。消費者の皆様から「やっぱり近江米はおいしい」ということを今以上にお聞きしたいと思います。

今後も、消費者の皆様から「近江米」と指名されるよう、しっかりとPRしブランド力の向上をさらに目指して生産者および関係者一丸となり、自信と誇りを持って近江米の振興に取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をよろしくお願ひいたします。

令和3年3月4日（県庁知事室）特A評価獲得を近江米振興協会会長である三日月知事へ報告



（左から）JA全農しが 北川本部長、JA滋賀中央会 深尾専務、近江米振興協会 小久保事務局長  
三日月知事、西川農政水産部長

## ○令和2年度近江米食味コンクール受賞者

(敬称略)

区分	みずかがみ部門		環境こだわりこしひかり部門	
最優秀賞 (滋賀県知事賞) 及び 協会長賞	犬上郡多賀町	喜多 利高	米原市	(農)甲津原 営農組合
優秀賞 (滋賀県農協中央会長賞) 及び 協会長賞	草津市	鵜飼 芳光	蒲生郡日野町	徳田 徳男
優秀賞 (全農滋賀県本部長賞) 及び 協会長賞	蒲生郡日野町	西河 正樹	栗東市	宮城定右衛門
優秀賞 (滋賀県集荷商理事長賞) 及び 協会長賞	長浜市	川瀬 晴弘	長浜市	大谷 彰彦
(参考) 生産者からの 出品数	192 点		111 点	



みずかがみ部門 喜多夫妻

(多賀町役場において表彰式)



環境こだわりこしひかり部門

甲津原営農組合代表者と米原市長  
(米原市役所において表彰式)

# 「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」を制定しました

(愛称: しがの農業みらい条例)

農業経営課

滋賀県では、令和3年4月1日に「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」(愛称: しがの農業みらい条例)を施行しました。

この新たな条例には、持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的に、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱として、県の行う施策の基本となる事項を定めています。

具体的には、生産力を向上させるための施策として、需要に対応した農産物の生産やスマート農業など革新的技術等の調査研究と普及、新たな需要を開拓する品種の育成、主要農作物の種子の安定的な生産と供給、さらに気候変動に適応するための品種や技術等の調査研究等、生産力を最大限に引き出すための取組を盛り込んでいます。

また、環境保全に配慮するための施策として、環境こだわり農業の推進はもとより、農業濁水の流出防止や農業系廃プラスチックの排出抑制に関する啓発、技術の普及等の取組を盛り込んでいます。

この条例を礎として、すべての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境づくりに向け、農業者、農業団体や県民の皆さんとともに、滋賀の農業の「みらい」のための取組を進めています。



# <持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例>

## 前文（要旨）

滋賀の農業は、自然環境に恵まれながら、人々の命の糧となる食料を生産するとともに、県土や自然環境の保全など、私たちの暮らしや地域の発展に重要で多面的な役割を果たしてきた。

一方で、近年、農業就業人口の減少や米の产地間競争の激化に加え、地球温暖化等の気候変動が農業に与える影響の顕在化など、滋賀の農業を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

また、滋賀の農業は全国に先駆けて環境こだわり農業をはじめとする環境と調和の取れた農業に取り組んできたが、農業生産活動に伴って生じる廃プラスチック類の排出抑制など新たな課題も生じている。

こうしたことから、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようになるとともに、環境との一層の調和に努めるため、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とする持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を制定する。

## 目的（第1条）

### 【直接の目的】

持続的で生産性の高い農業の推進に関する基本理念、県の責務等を規定し、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業に関する施策を総合的に推進

### 【究極の目的】

滋賀の農業の健全な発展

## 定義（第2条）

- (1) 「持続的で生産性の高い農業」
- (2) 「農業者等」 (3) 「農業関係団体」

## 県の責務（第4条）

- (1) 持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- (2) 国、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携・協力

## 基本理念（第3条）

持続的で生産性の高い農業の推進は、以下の事項を旨として行われなければならない。

- (1) 農地の生産力を最大限引き出し、農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備
- (2) 琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応
- (3) 国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携・協力

## 農業者等および農業関係団体の努力（第5条）

- (1) 農業者等：持続的で生産性の高い農業の推進のための取組を主体的に行う。県が実施する施策に協力する。
- (2) 農業関係団体：県が実施する施策に協力する。

## 県民の努力（第6条）

- (1) 持続的で生産性の高い農業の重要性に対する理解を深め、県の施策に協力する。
- (2) 県内で生産される農産物の消費その他の利用に努める。

## 農地の生産力の最大化

### （第7条）

- ・農地の土壤の適切な管理方法の普及
- ・水田の多様な利用等の農地の有効活用の促進

## 消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進（第8条）

- ・消費者等の需要に関する情報の収集、分析、提供
- ・需要に対応した農産物の生産に必要な技術の支援

## 情報通信技術等の活用に関する調査研究および普及（第9条）

- ・安定生産、農作業の効率化のための情報通信技術等の活用の調査研究・普及

## 主要農作物（水稻・麦類・大豆）の種子の安定生産等（第10条）

- (1) 奨励品種の選定
- (2) 種子の原種・原原種の生産
- (3) 種子の生産を行う場の審査

## 主要農作物等の品種の育成等（第11条）

- ・本県の地理的および自然的特性に応じ、かつ、新たな需要を開拓する主要農作物等の品種の育成・選定および普及

## 近江の伝統野菜の保護（第12条）

- ・品種の維持のための種子の保存
- ・需要の拡大のための情報の発信

## 多様な農業者等の確保および育成（第13条）

- ・就農希望者に対する情報提供、相談
- ・農業技術、経営方法の習得・改善の支援

## 環境と調和のとれた農業の普及（第14条）

- ・環境こだわり農業の推進
- ・農業濁水の流出の防止、廃プラスチック類の排出抑制の啓発、技術・知識の普及

## 気候の変動への適応（第15条）

- ・影響を受けにくい品種の育成等
- ・影響に対応した栽培方法の調査研究・普及

## 新品種等の知的財産の保護（第16条）

- ・県の育成品種等の知的財産権の取得、取得後の適正管理

## 試験研究等を行う人材の育成等（第17条）

- ・試験研究・普及指導を行う人材の育成
- ・試験研究を円滑に行う環境の整備

## 財政上の措置（第18条）

- ・施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

# 「しがの農業みらい条例」と (一社)滋賀県種子センター

近江米振興協会

平成30年4月に「主要農産物種子法」が廃止されました。それまで、法律に基づいて近江米などの種子を採種し、県内外の生産者に届けてきましたが、同法廃止に伴い、「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」が同年4月1日から施行され、これに基づき採種事業を実施してきたところです。

今年4月から施行される「しがの農業みらい条例」において、当センターと関わりが深い部分として、①奨励品種の種子の原種および原原種の生産、②奨励品種の種子の生産を行うほ場の審査が盛り込まれており、条例に位置づけられました。

これによって、県議会を通じて県民の理解の上、今まで以上にしっかりと種子生産に取り組む所存です。

## 令和2年度 水稻優良種子生産者表彰について

近江米振興協会

近江米生産の基礎である種子の生産者に対し、「他の模範となる優秀な生産者を表彰することにより、生産者の意識高揚を図るとともに、優良種子の安定生産と混種等事故防止の強化に資する」

ことを目的として標記表彰事業を行っています。

今年度の受賞者は東近江市市原野町、野田初江さんです。

例年では、2月末頃に水稻種子生産者を対象とした研修会を開催し、その中で受賞者に知事賞状等を授与しています。しかし、今年度は新型コロナウイルスのため研修会を見送りましたので、別途賞状授与の場を設けました。



受賞者と  
東近江農業農村振興事務所長

# 濁水防止

～美しい琵琶湖をいつまでも～

J A 滋賀中央会

滋賀の美しき琵琶湖。近畿の水がめである琵琶湖の水は、近畿に住む約1,450万人の飲料水等に利用され、生活の支えとなっています。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖再生法）では、琵琶湖は多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、『国民的資産』として位置づけられています。また、滋賀県として環境に配慮した滋賀県の農業を「琵琶湖システム」として位置づけ、「世界農業遺産」への認定を目指しています。

間もなく春の農繁期を迎えます。河川へ流れる農業濁水は、圃場の土や肥料を流すことになり、琵琶湖の水質や生態系に大きな影響を及ぼすことにつながります。

JAグループ滋賀では、美しい琵琶湖の環境を守り維持していくため濁水防止の啓発活動に取組んでいます。

農業者の皆様一人一人の心掛け・環境に対する思いやりが国民的資産である琵琶湖の保全につながります。関係機関一体となって濁水防止活動に取組みましょう。

なお、滋賀県屋外広告物条例では、汚れや色あせまたは塗料等のはく離が著しいもの、破損や老朽の度合いが著しいもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの設置は禁止されています。啓発資材を屋外へ設置する際には十分注意しましょう。

## 《濁水防止のポイント》

- ①：元肥は水を入れる前に施用し、  
土とよく混ぜてから水を入れる。
- ②：代かきは、できる限り浅水で行う。
- ③：排水口はしっかり閉め、濁った水  
が流れないようにする。
- ④：畦塗りやアゼ波シートで水漏れを  
防止する。
- ⑤：田植え前には、水を落とさない。
- ⑥：田植え後の「かけ流しかんがい」  
はせず、水を大切に使う。



# 令和3年産 麦類の事前検査指導事項

近畿農政局滋賀県拠点

検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員に対して、以下の事項に留意しながら品位格付け等を行うよう指導を徹底。

## 1 受検者等への周知に関する事項

### (1) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

- ① 水分の高い麦を高温で急速に乾燥すると、熱損粒、硬質麦、たい色粒の発生及びビール大麦の発芽勢を低下させる等、品質を著しく低下させることとなる。  
また、乾燥不足は麦の貯蔵性を悪くするとともに、加工適性に大きく影響することとなる。
- ② 麦については、収穫適期が梅雨の時期に遭遇し、収穫適期の幅も非常に狭いことから、穀粒水分、送風温度、乾燥時間等に十分注意し適切な乾燥を行うとともに、仕上げ水分は戻り水分を考慮すること。

### (2) 受検品の均質性の確保

- ① 共同乾燥調製施設（以下「施設」という。）の荷受け時において、水分の測定や、発熱、異臭等の有無の確認を行うとともに、特に赤かび粒、発芽粒、麦角粒、なまぐさ黒穂病粒等の被害粒等の混入には細心の注意を払い、品質に応じた仕分けを徹底すること。  
また、品質事故を防止する観点から、施設の乾燥能力に見合った計画的な荷受けを行うこと。
- ② 調製段階において、品位に応じた適切な調製機器を使用し、細麦、被害粒等の除去及び均質化が図られるよう入念に調製を行うこと。

### (3) 適正な荷造り・包装等の実施

- ① フレコンの点検及び清掃を入念に行うこと。
- ② フレコンの封印を行う場合は、農産物検査業務規程の「等級証印及び農産物検査員の認印の管理」及び「フレコンの封印方法」の項に定めるところにより行うこと。

### (4) 検査請求書の記載方法

- ① 農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領の制定について」（平成21年5月29日付け21総食第213号（総合食料局長通知（以下「基本要領」という））の国内産農産物の検査実施マニュアルに定められた「検査請求書の記載方法」に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう、受検者に指導すること。  
また、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認すること。
- ② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を受けようとするものについては、検査請求書の備考欄に「数値」と記載するよう指導すること。

## 2 適正な農産物検査の実施に関する事項

### (1) 適正な品位格付け

- ① 赤かび粒
  - ア 麦類の赤かび病の病原菌であるフザリウム属の菌がデオキシニバレノール（毒素）を産生するとされていることから、農産物規格規程において、赤かび粒の混入限度を「0.0%」と定めており、細心の注意を払い判定すること。
  - イ 赤かび粒かアントシアン粒かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果に基づき判定すること。（別添参考）
- ② 発芽粒、たい色粒  
発芽やたい色した麦は低アミロース麦となり、二次加工適性を著しく損ねる原因となることから、的確に判定すること。
- ③ 異臭麦の判定  
事前の品質予察等から異臭麦の発生が懸念される場合は、次の方法により複数の者で迅速に異臭の有無を判定すること。
  - ア 電動粉碎器等で粉碎する。（異臭の強いものは、この段階で臭う。）

イ 粉碎したものに湯を注ぐ。

湯の温度は 70°C (熱湯を注ぐと臭いが瞬時に発散してしまう。) とし、湯の量は攪拌棒で攪拌しているうちにまとまる程度 (粉の概ね 4割程度) とする。

また、攪拌棒及び容器等は、臭いのするもの (割箸、プラスチック、紙コップ等) の使用は避ける。

ウ 嗅ぎ分けの間に臭いが薄くなってきたら、攪拌棒でイのまとめたものを攪拌し直す。

④ 熱損粒及び硬質粒

外観からは、判定しにくいので、状況に応じた単位ごとにパーリング等を行い確認すること。

⑤ 異物

土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならないとされており、このような異物が混入したものは検査を行わないこと。

## (2) 適正な農産物検査証明の記載

① 検査証明の内容及び記載事項について、農産物検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、チェックリスト等を作成し活用すること。

② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を発行する場合は、定められた様式を使用すること。

また、水分測定については、基本要領の標準計測方法、使用する検査機器として仕様・精度が確認されたもの使用すること。

## 3 検査結果報告書の期限に関する事項

登録検査機関は、農林水産大臣が定める期日までに報告書を農林水産大臣あてに提出することになっている。(法第 20 条)

報告書等については、滋賀県知事が定める期日までに滋賀県知事あてに提出すること。

(別添)

### 赤かび粒の基準

規格規程第 1 の 4 の定義の 8、同第 1 の 5 の定義の 7 及び第 1 の 6 の定義の 7 の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

(1) 赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の 1/4 以上のもの。

(2) 「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒 (病害粒) とする。

(3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

(4) アントシアンの取扱い

① 試験研究機関等の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアン (遺伝的に赤色又は赤紫色を帯びた粒。以下同じ。) であると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。

② アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。

③ アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の 1 等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行うものとする。



### 【大麦のアントシアン】



\* 赤かび粒については、サーモンピンク色の粉状のかびを生じ、粒の表面がかびでザラついているのに対し、アントシアンによる赤色粒については、光沢があり、表面はつるつるして、芒の延長線上に着色が認められ、基部に集積する。

# 【特集】麦の品質向上へ！

## 麦類の赤かび病防除対策

### ～基本的な考え方とかび毒軽減対策～

病害虫防除所

#### 1. 赤かび病とは

赤かび病は北海道から九州まで、全国的に発生する麦類の病害です。主に穂に発生し、出穂期から乳熟期にかけて、穂の一部または全部が褐色となり、穎の合わせ目にサーモンピンクのかびの塊（分生胞子）ができます。開花期～乳熟期に降雨日が多く、平年より気温が高いと多発する傾向があります。赤かび病が多発すると減収するとともに、赤かび病菌が産生する人畜に有害なかび毒（マイコトキシン）汚染が懸念されることから、赤かび病を発生させない対策が重要です。

#### 2. 防除対策

赤かび病菌によるかび毒汚染を防止するためにも、防除は必須です。これから防除の基本的な考え方について、次の通りまとめましたので、これを参考に、適期防除ができるよう取り組みましょう。

#### ～麦類赤かび病防除の基本的な考え方～

- ①薬剤散布は開花始め～開花期（小麦と六条大麦の場合。二条大麦は穂揃い10日後頃）に行う。  
なお、出穂前に散布しても防除効果は期待できない。



コムギ赤かび病



コムギ赤かび病(拡大)

- ②降雨が続き、多発が予想される場合は、1回目の散布1週間後頃に雨の止み間をみて追加防除を行う。  
赤かび病に弱い品種（六条大麦、小麦「びわほなみ」等）は防除時期に注意するとともに追加防除を行うようにする。
- ③粉剤散布よりも液剤散布（水和剤、フロアブル剤、液剤、乳剤等）のほうが防除効果は高い。
- ④粉剤散布は、散布後5～6時間以内に降雨があると効果が低下する。液剤散布は、散布後薬液が乾けば、その後の降雨の影響は少ない。
- ⑤収穫後、乾燥・調製するまでに時間がかかると赤かび病菌が増殖し、かび毒が産生される場合があることから、収穫後は速やかに乾燥させる。共同乾燥調製施設では、荷受け時に必ず赤かび病被害粒のチェックを行い、赤かび病被害粒がみられた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。



赤かび病被害粒

滋賀県病害虫防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

最新の発生予察情報やIPM、病害虫の見分け方などの関連情報を載せています。また、農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。詳しくは検索・クリックしてください。

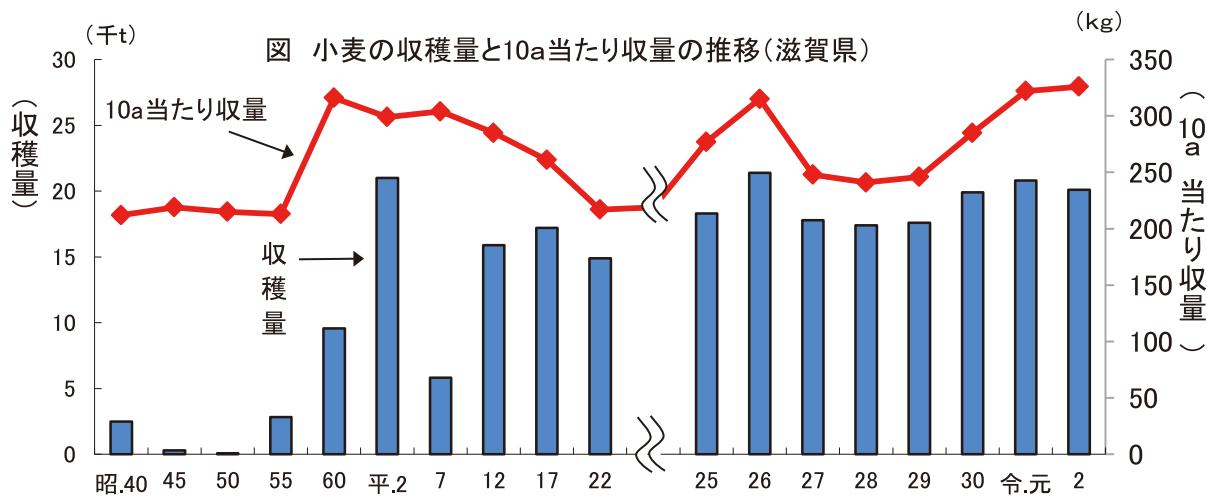
滋賀 防除所

検索

# 令和2年産 小麦の収穫量(概数値)

近畿農政局滋賀県拠点

— 滋賀県の小麦の収穫量は、前年産に比べ3%減少 —



## 1 全国

全国における小麦の収穫量は、94万3,800tで、前年産に比べ9万3,200t(9%)減少した。

これは、天候に恵まれ、生育が順調で登熟も良好であったものの、前年産の作柄が特に良かったためである。

## 2 滋賀県

滋賀県における小麦の作付面積は、6,160haで、前年産に比べ290ha減少した。10a当たり収量は、326kgで、前年産に比べ4kg(1%)增加了。

収穫量は、2万100tで、前年産に比べ700t(3%)減少した。

表 令和2年産都道府県別小麦の作付面積、10a当たり収量及び収穫量

全 国 都 道 府 県	作付面積	10 a 当たり 収 量	収 穫 量
	ha	kg	t
全 国	212,600	444	943,800
北 海 道	122,200	512	625,200
(都 府 県 )	90,400	352	318,600
青 森	716	261	1,870
岩 手	3,740	220	8,230
宮 城	1,100	377	4,150
秋 田	275	306	842
山 形	68	246	167
福 島	409	227	928
茨 城	4,610	267	12,300
栃 木	2,300	339	7,800
群 馬	5,500	403	22,200
埼 玉	5,020	374	18,800
千 葉	731	228	1,670
東 京	15	247	37
神 奈 川	43	242	104
新 潟	61	234	143
富 山	48	133	64
石 川	93	233	217
福 井	153	133	203
山 梨	74	324	240
長 野	2,180	305	6,650
岐 阜	3,330	341	11,400
静 岡	727	226	1,640
愛 知	5,590	533	29,800

全 国 都 道 府 県	作付面積	10 a 当たり 収 量	収 穫 量
	ha	kg	t
三 重	6,550	352	23,100
滋 賀	6,160	326	20,100
京 都	159	199	316
大 阪	1	156	2
兵 庫	1,650	263	4,340
奈 良	113	238	269
和 歌 山	2	104	2
鳥 取	71	342	243
島 根	121	164	198
岡 山	888	454	4,030
広 島	149	167	249
山 口	1,470	316	4,650
徳 島	53	302	160
香 川	2,100	395	8,300
愛 媛	248	333	826
高 知	4	160	6
福 岡	14,700	386	56,700
佐 賀	10,600	372	39,400
長 崎	599	269	1,610
熊 本	5,010	329	16,500
大 分	2,770	278	7,700
宮 崎	113	346	391
鹿 島	32	179	57
沖 縄	13	146	19

資料:「令和2年産4麦の収穫量」(令和2年11月30日公表、農林水産省大臣官房統計部)

# 「しらしがLINE」による農業情報の受信方法について

農業経営課

「しらしがメール」または「しらしが LINE」で農業情報を提供しています！



台風等の気象災害や病害虫の発生が懸念される際の技術情報をはじめ、異常気象の影響を軽減するための技術情報を配信しています。タイムリーな情報収集手段の一つとして、是非ご利用ください。

なお、農業情報は主に農業者と農業関係者がご利用される情報のため、初期設定の際に、自動では受信設定されない仕組みになっています。このため、農業情報を受信するためには、初期設定後、登録変更画面から改めて受信設定をしていただく必要があります（下図参照）。

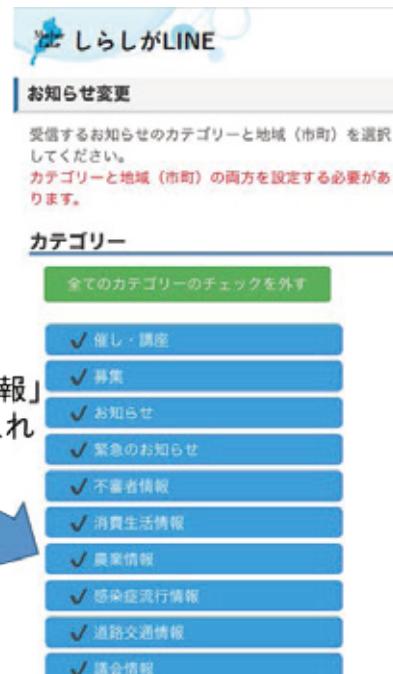


①「受信設定」をクリックすると、②の画面が配信されます。次に、「ユーザ登録情報または配信項目の変更はこちら」をクリックします。

「しらしがLINE」登録内容の変更画面が

出ますので、受信設定の項目中の「お知らせ」をクリックします（画面の図は省略）。

「お知らせ変更」画面のカテゴリーの中の「農業情報」に☑を入れ、最後に最下段に移動して「変更」ボタンを押してください。これで、農業情報が受信可能となります。



詳しいサービスの説明、ご利用上の注意および利用規約は下記の滋賀県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/306374.html>



しらしが  
LINE

まずは左記のQRコードから「しらしが」をともだち登録してください。ご不明な点は滋賀県農業経営課へお問い合わせください。

(077-528-3832)